

保守点検校正業務仕様書

1 機器の設置場所及び対象機器

- (1) 福島県環境創造センター本館（田村郡三春町深作10番2号）
- | | |
|----------------------------------|----|
| ア ハイポリウムエアサンプラ（紀本電子工業㈱製 120SL） | 4台 |
| イ オリフィスキャリブレータ（紀本電子工業㈱製 CB-10-M） | 1台 |
- (2) 福島県環境創造センター環境放射線センター
（南相馬市原町区萱浜字巢掛場45番地の169）
- | | |
|--------------------------------|----|
| ア ハイポリウムエアサンプラ（紀本電子工業㈱製 120SL） | 3台 |
|--------------------------------|----|

2 保守点検の回数と実施時期

オリフィスキャリブレータは、令和6年8月30日（金）までに点検を1回行う。
ハイポリウムエアサンプラは契約期間内に点検を1回行う。

3 点検校正内容

- (1) ハイポリウムエアサンプラ
- ・流量を校正し、試験成績書（トレーサビリティ証明書を含む）を発行する。
 - ・電源、モーター、タイマー等、各部の動作状況を点検する。
 - ・消耗品（ヒューズ、潤滑油等）については交換、補充を行う。
 - ・点検にあたり、機器の輸送費については受託者が負担する。
- (2) オリフィスキャリブレータ
- ・ルーツメータにより流量を校正し、試験成績書（トレーサビリティ証明書を含む）、検定曲線を発行する。
 - ・消耗品（ゴム等）については交換、補填を行う。
 - ・点検にあたり、機器の輸送費については受託者が負担する。

4 受託者の負担限界

保守点検に必要な部品、消耗品、技術料及び交通費等については、受託者の負担とする。ただし、不可抗力による部品の大量損耗があった場合及び一点1万円以上の部品を交換する場合には、委託者の了解を得た後、委託者の負担において交換するものとする。

5 保守点検結果の報告

点検の結果を報告書にまとめ、試験成績書とともに点検終了日から1ヶ月以内に委託者に提出するものとする。
なお、報告書の提出部数は2部とする。

6 施設等の現状維持

機器等に損害を与えた場合は、直ちに委託者に報告するとともに、受託者の責任において速やかに原状に回復させるものとする。

7 保守点検実施上の注意

業務遂行に当たっては、事故発生を未然に防ぐため、作業の安全に万全を期すものとする。